

杉本俊介(慶應義塾大学商学部)

本発表では、規範理由に関して徳に基づく分析を支持する。メタ倫理学ではこれまで、正しさや善さといった概念が中心的に論じられてきた。ところが最近、理由概念を中心に論じるべきだという見解が主流になりつつある。ある種類の理由には、ある行為を支持したり、それに反対したりする性質(「規範性」と呼ばれる)が備わっており、それが正しさや善さよりも基礎的だと考えられるからだ。そして、この種類の理由は「規範理由」と呼ばれる。

現在、規範理由とは何かをめぐって様々な立場が乱立している(杉本 2019)。まず、規範理由を正しさや善さよりも基礎的だと考える論者の多くは、それは原始的(primitive)でそれ以上分析できないと主張する(Parfit 2011; Scanlon 2014)。本発表では、この立場を「原始主義」と呼びたい。

一方、規範理由は他の概念によって分析できると主張する論者もいる。たとえば、規範理由はべし(ought)と説明(explanation)を使い、べしに関する事実の説明として分析できると主張される(Broome 2013)。あなたが8時に薬を飲む理由があるのは、あなたが8時に薬を飲むべきだという事実の説明があるものとして分析できる。また、分析項の一方はべしではなく善さ(goodness)に関する事実だと論じられる(Finlay 2014)。あるいは、分析項のもう一方はその事実の説明でなく証拠のほうが適切だと論じられる(Kearns & Star 2009)。本発表では、それぞれを「説明主義」と「証拠主義」と呼びたい。

また、理由は欲求に内的か外的かという「内的理由と外的理由の対立」と呼ばれる論争は規範理由の分析をめぐる論争として捉え直すことができる。規範理由はヒューム主義が言うような欲求(Williams 1981)や、カント主義が言うような自律(Korsgaard 1996)や、アリストテレス主義が言うような徳(McDowell 1995; Setiya 2007)によって分析できるかもしれない。

この錯綜した状況を整理するため、本発表ではまず、現在主流である原始主義の背景を確認し、規範理由が欲求や善さや自律によって分析できないことを示す。規範理由が登場した背景には、規範性は欲求によっては説明できず、理由という概念によって説明できるという洞察がある。たとえば、スキャンロンは自身が支持する契約主義を当初は行為を正当化する欲求に基づけていたが、行為を正当化する理由に基づける方向へ変更した(Scanlon 1982; Scanlon 1998)。パーフィットも規範理由を欲求によって分析する立場(理由の主観主義)に反対している。この点から、規範理由は欲求によって分析できないことを確認する。

また、スキャンロンが支持する価値の責任転嫁説によれば、善さは規範理由によって分析できるが、その逆ではない(Scanlon 1998)。この説によれば、善さという価値がもつように思える規範性は理由に転嫁すべき性質だとされるからだ。したがって、規範理由は善さによっても分析できない。

さらに、スキャンロンは、規範理由は自律によって分析できるとするカント主義者に反論している(Scanlon 2014)。本発表ではスキャンロンのカント主義批判を支持する。

しかし本発表では、べしは規範理由によって分析できないと論じ、原始主義にも反論する。原始主義は規範理由を加算名詞の reason が指す概念でなく、不加算名詞の reason が指す概念であると誤解している可能性が高い(Broome 2018)。べし(ought)

は不可算名詞を使った「もっともな理由」(most reason)によって分析できるが、それは我々が論じる規範理由ではない。

規範理由をべしに関する事実の説明で分析する説明主義もうまくいかない。たとえば、私が道徳的であるべきだという事実に進化的説明があるとすると、それは私にとっての規範理由だとは言えないだろう。証拠主義であっても同様の問題は生じる。

そこで、本発表では規範理由が徳によって分析できると論じる。本発表が提案する分析によれば、ある人物が自分にはφする規範理由があるのは、その人物が有徳であるならば自分がφするように動機づけられるだろう場合であり、その場合に限られる。ただし、φには行為だけでなく信念も含まれる。

この分析は先行した徳に基づく分析を改善したものである。規範理由がその強さに程度をもつことを、当の人物が徳を身につけるべき程度によって説明できる。また、行為の規範理由だけでなく信念の規範理由を合わせて統一的に説明できる。

もちろん、この分析にも課題が指摘できる。一つは、説明をどれだけ要するかや合理的説得の存在を認められるかといった点で外的理由は内的理由に対して不利だという問題である(杉本 2019)。徳に基づく規範理由の分析は外的理由を支持するので、これらの点で不利であることは一見深刻な問題に思える。だが、欲求に基づく規範理由の分析が退けられた今、この問題点はそれほど深刻でないと応答する。

もう一つは、この分析に対する反例の存在である。我々には有徳さを身につける規範理由があるように思えるが、この分析によれば、完全に有徳な行為者はこれ以上有徳さを身につけようと動機づけられないので、規範理由がないことになってしまう。この問題に対して、完全な有徳さという観念を放棄することを提案し応答する。

参考文献

- Broome, J. (2013) *Rationality Through Reasoning*, OUP.
- Broome, J. (2018) "Reason Fundamentalism and What Is Wrong With It," D. Star (ed.), *The Oxford Handbook of Reasons and Normativity*, OUP.
- Finlay, S. (2014) *Confusion of Tongues: A Theory of Normative Language*, OUP.
- Kearns, S., & Star, D. (2009) "Reasons as Evidence," R. Shafer-Landau (ed.) *Oxford Studies in Metaethics*, 4: 215-242.
- Korsgaard, C. (1996) *The Source of Normativity*, CUP.
- McDowell, J. (1995) "Might There Be External Reasons?," Altham, J. E. J. and Harrison, R. (eds.) *World, Mind and Ethics: Essays on the Ethical Philosophy of Bernard Williams*, CUP, 68-85.
- Parfit, D. (2011) *On What Matters*, Vol.1-2, OUP.
- Scanlon, T. M. (1982) "Contractualism and Utilitarianism," in B. Williams and A. Sen (eds.) *Utilitarianism and Beyond*, CUP.
- Scanlon, T. M. (1998) *What We Owe to Each Other*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Scanlon, T. M. (2014) *Being Realistic about Reasons*, OUP.
- Setiya, K. (2007) *Reasons without Rationalism*, Princeton University Press.
- Williams, B. (1981) *Moral Luck*, CUP.
- 杉本俊介(2019)「行為の理由についての論争」、蝶名林亮(編著)『メタ倫理学の最前線』、勁草書房、第4章、101-126頁。